

福山市障がい福祉施設整備（耐災害性強化）事業者募集要領

1 目的

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、近年頻発する豪雨・地震等の災害への耐性強化を推進する必要があることから、2に示す整備を行う法人に対して社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用した補助を行う。

2 整備内容

補助の対象とする整備は次の表のとおりとする。

(1) 整備する施設種別	現に指定を受けている障がい者支援施設、共同生活援助事業所
(2) 整備区分	(1)の施設が行う整備のうち、次のいずれかに該当するもの ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの イ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの ※本件の趣旨に鑑みて、定員の増を含む事業計画は対象としない。
(3) 整備数	本市が必要と認める数
(4) 整備地域	本市全域

3 整備年度

2027年度（令和9年度）

※市補助金内示以降に着工し、当該年度内に整備が完了すること。

4 応募資格等

次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める欠格事項に該当しないこと。
- (2) 法人及び今回の施設整備に係る寄附予定者において、福山市に納付すべき市税、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 福山市暴力団排除条例（平成24年福山市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等が、法人の役員を務め、又は事業活動を支配していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 応募時点で、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス事業を運営している法人であること。

5 応募方法

(1) 応募書類の提出

提出期間	2026年（令和8年）6月19日（金）～同年9月11日（金）の午前8時30分～午後5時15分までの間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
提出場所	福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課
提出方法	障がい福祉課窓口まで持参すること。（郵送は不可とする。） ※事前に必ず電話連絡を行うこと。
提出書類	別紙1「提出書類一覧」のとおり 次の方法で作成し、2部提出すること。 ① 書類のサイズはA4判で作成すること。 ② 書類については「提出書類一覧」の順で並べ、各書類の間に白紙を挟み、この白紙にインデックスをつけて提出書類一覧の番号、又は項目を記載すること。 ③ 図面等の添付においてA3判のものを添付する場合は中折りにすること。 ④ 書類一式をフラットファイルに綴じること。

(2) 注意事項

ア 1法人当たり応募できるのは、1施設とする。

イ 次に掲げる場合は当該応募を無効とする。

(ア) 上記4の応募資格等に該当しないと認められる場合

(イ) 書類の不備や虚偽の記載が認められる場合

(ウ) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な選定を直接的又は間接的に妨げた場合

(エ) 市が必要に応じて提出を求めた書類等を正当な理由なく拒んだ場合

(オ) その他応募に関して不正の行為が認められる場合

ウ 必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合がある。

エ 受理した応募書類は返却しない。また、その内容の変更を認めない。

ただし、施設整備方針の変更につながらないような、軽微な誤り（記載誤り等）があると事業者から申出があった場合は、提出後1週間以内に限り、書類の修正を認める。

オ 整備事業者として選定後、整備場所や運営内容については、原則として応募申請書等のとおり施設整備を行うこととし、本市の承諾なく変更することは認めない。ただし、必要に応じて図面等の修正を求める場合がある。

カ 整備事業所として選定された後の図面の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とする。ただし、開設予定地やこの募集に係る評価に影響を与える変更は原則、認めない。こうした事態が発生した場合は、選定を取り消す場合がある。

- キ 応募を取り下げの場合は、取下書（任意様式）を提出すること。この場合においても、受理した応募書類は返却しない。
- ク 応募に係る費用は、応募者が負担すること。
- ケ 都市計画法、建築基準法、消防法及び福山市関係条例その他開設や施設建設に関する法令に適合した計画とすること。そのため、必要に応じて、関係機関・部署への相談を行っておくこと。選定後、関係法令等の基準に適合していない場合は、選定を取り消す場合がある。
- コ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1(6)ロ(5)に該当するものとして、消防用設備等（スプリンクラー設備等）を設置すること。
- サ 整備後は市より障害者総合支援法に基づく指定を受けること。
- シ 受理した応募書類は公文書として福山市情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）に基づき取り扱う。

(3) 質問及び回答

募集要領に関する質問がある場合は、2026 年（令和 8 年）7 月 10 日（金）午後 5 時 15 分までに質問書（様式自由）を福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課に提出すること。（電子メール、郵便又はファクシミリによる提出を認めるが、郵便の場合は、期限当日までの消印があるものを有効とする。）

なお、電話での質問は受け付けない。

質問に対する回答は、同月 24 日（金）までに本市ホームページに掲載する。

6 審査及び決定方法

- ・整備計画の提出のあった法人について、書面審査・面接審査を実施する。
- ・福山市社会福祉法人等審査会において、別紙 2「審査表」に基づき、次の方法で選定する。
 - ① 必須項目のうち、1 つでも満たしていない項目があれば失格とする。
 - ② 審査表に基づき採点を行い、評価点の高い計画から順位付けを行う。
- ・選定結果について福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会の意見を聴き、市長が整備法人を決定する。なお、審査において、評価項目の合計点が満点の 6 割に満たない整備計画は選定しない。

7 選定後の流れ

個別の結果は、応募者のみに通知するとともに、整備事業者として選定された応募者の概略について本市ホームページに掲載する。

8 整備に係る補助金

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し補助を行う。

9 その他留意事項

- (1) 選定計画であっても国庫補助金交付対象事業として採択されない場合は、補助金を交付しない。また、市の単独補助は行わない。

- (2) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」により財産処分に制限がかかる。
- (3) 内示前に着手している整備については、補助対象とならない。
- (4) 土地の取得や造成、外構の整備、備品の購入に係る経費については補助対象とならない。

10 募集・選定等に係るスケジュール

時期		内容
2026 年（令和 8 年）	6 月 19 日（金）	募集開始、質問受付開始
	7 月 10 日（金）	質問受付終了
	7 月 24 日（金）	質問に対する回答期限
	9 月 11 日（金）	募集受付終了
	9 月上旬～11 月上旬	審査期間
	11 月中旬	選定結果を応募法人に通知
	11 月中旬～（30 日間）	選定結果をホームページ公開

※応募状況等により、スケジュールが変更となる場合がある。

11 応募・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課 企画管理担当

電 話 084 - 928 - 1062

F A X 084 - 928 - 1730

E-mail shougai-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp